



平成 29 年 年頭所感

特許庁長官 小宮 義則

平成 29 年（2017 年）の新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

過去 4 年間のアベノミクスにより、国民総所得は 44 兆円近く増加し、企業の経常利益は過去最高水準を記録しました。まだ道半ばですが、アベノミクスは、順調に結果を出してきました。そのエンジンを一層加速するためには、あらゆる政策を総動員し、「未来への投資」を加速していかねばなりません。日本再興戦略 2016 には、「第 4 次産業革命等を勝ち抜く知財・標準化戦略の推進」が掲げられました。技術革新を産業や社会生活の変革につなげ、未来への投資を推し進める上で、知財制度はますます重要な役割を担います。特許庁は、以下にご紹介させていただく三つの重点政策課題を中心に、我が国知財制度の更なる充実に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

第一に、第四次産業革命を視野に入れた、新しい知財システムの構築に取り組めます。IoT、人工知能（AI）が普及する第四次産業革命では、多くのモノがインターネットに接続され、そして、コンピュータの処理・貯蔵能力の向上が相まって、利活用可能なデータが大きく増加します。そうしたデータやその分析技術、データを活用したビジネスモデルは、重要な知財として、多くの企業の競争力の源泉となるほか、経済社会にイノベーションをもたらすことが期待されております。特許庁では、昨年 10 月、関係部局との連携の下、産学の有識者で構成する「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」を設置しました。

「データや関連技術に関する設備・研究開発投資を進めるため、それらの知財の適切な保護・活用を図る環境を整備してほしい」とする産業界のご意見を受け止め、新たな産業構造に対応する形で、標準、知財及びデータに係る制度や運用を再構築することを目指し、本年度末の中間とりまとめに向け、特許庁等の総力を挙げて、検討を進めてまいります。

第二に、グローバル化に対応した知財システムの確立に取り組めます。

企業の事業活動のグローバル化が進展する中、足下では、海外への特許出願が増加し、我が国を含む複数の国での特許取得を目指す企業からは、できるだけ迅速かつ効率的に権利化を実現したいというご要望が寄せられています。

また、新興国で事業を展開する企業からは、進出先国での知財活動に支障が生ずることのないよう、それらの国において、適切な知財制度が確立され、しっかり運用されるよう、特許庁に汗をかいてほしいというご要望も寄せられています。

特許庁では、そうした産業界の声を踏まえ、米欧中韓など、主要国との間で制度や運用の調和を進めるとともに、我が国の審査結果を有効に活用し、審査を効率的に進めていただく、「特許審査ハイウェイ（PPH）」の拡大に取り組んできました。同時に、新興国に対し職員を派遣する、あるいは、現地から関係職員を研修生として受け入れる形で、それらの国における適切な制度や運用の確保に向け、協力を行ってきました。私自身、去る 10 月にジュネーブで開催された WIPO 総会の際には、8 つの非公式会合と 20 の二国間会合に参加し、先進国、新興国、途上国それぞれと議論を行ってまいりました。

特許庁としては、今後とも、グローバルに活動する我が国企業の知財活動を支援する、ワールドワイドな環境整

備を推進してまいります。

第三に、地域・中小企業の知財活動の支援に取り組めます。

安倍内閣の成長戦略では、中小企業の生産性向上や地方創生が喫緊の政策課題となっています。このため、特許庁では、地域・中小企業の支援の面でも、しっかりと役割を果たすこととし、昨年9月、産業構造審議会での議論を経て、支援の基本指針となる「地域知財活性化行動計画」を取りまとめ、公表しました。

この計画では、47都道府県に、特許庁が設置する「知財総合支援窓口」と、中小企業庁が設置する「よろず支援拠点」が連携し、全国各地の中小企業に寄り添った形で、知財の取得、活用、保護といった各ステージに応じた、きめ細かい支援を行うこととしました。

実際の支援に当たっては、各地域の実情を踏まえ、都道府県ごとに「成果目標」(KPI)を設定した上で、毎年度、進捗状況を点検し、政策対応の見直し・充実につなげていくという、PDCAサイクルを確立します。また、その過程では、先駆的な取組事例の共有を図りながら、全国の津々浦々まで知財活動を普及し、もって、我が国の成長力強化や地方創生に貢献してまいります。

また、地方創生に関しては、政府の「まち・ひと・しごと創生本部」において、(独)工業所有権情報・研修館(INPIT(インピット))の近畿統括拠点を、来年度、大阪市内に設置することが、決定されました。現在、開所に向け、具体的な検討を行っているところですが、近畿統括拠点には、専門家によるライセンシングやオープン&クローズ戦略、海外展開に関する指導・助言、弁理士会、よろず支援拠点、金融機関や大学等へのつなぎのほか、特許庁本体が行う出張面接審査やテレビ面接審査の場とすることを含め、知財活動に対する総合的な支援機能を担わせることとします。

世界は、スピードを上げて変革しており、我が国でも経済・産業・社会のイノベーションが不可避となっています。その中で、発明や知財の重要性は一層高まっています。知財行政に今後とも御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様の益々の御健勝と御発展を心からお祈り申し上げまして、私の新年の御挨拶とさせていただきます。